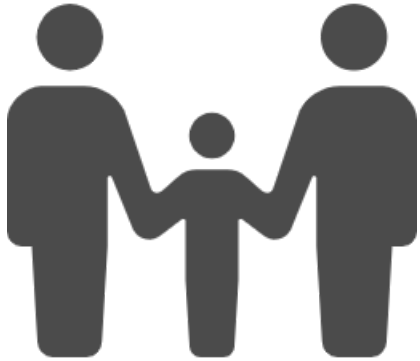


家族との生活

教員の家族（配偶者または子供）が、教員と同居するために長期間来日する場合、その家族は在留資格「家族滞在」のビザを発給されなければなりません。



教員が既に来日している場合

教員本人が家族の申請代理人として必要書類を集め居住地を管轄する出入国在留管理局を訪れ、家族の「在留資格認定証明書」の交付を申請してください。

教員が出発前の場合

教員が来日前に本人の在留資格認定証明書交付申請と同時に家族の在留資格認定証明書交付申請を行う場合（家族の来日が研究者より遅い場合でも）、九州大学は本人に代わって在留資格認定証明書交付申請を支援することができます。

ただし、教員の在留資格認定証明書交付申請代行が完了している場合は受理できません。

提出書類

- 在留資格認定証明書交付申請書
- 来日されるご家族の身分証明写真（4cm×3cm）
- 家族関係を証明する公的書類（結婚証明書、出生証明書など）
- 扶養者（教員）の雇用証明書
- 扶養者（教員）のパスポートと在留カード
- 本人および家族の日本滞在中の経済力を証明する書類（銀行残高証明書など）
- 場合によっては追加書類が必要となる
- 日本語または英語以外の外国語で書かれた書類には、日本語または英語の翻訳を添付すること。
* 90日以上、日本に滞在する家族は住民登録および年金・健康保険の加入が義務付けられています。来日後14日以内に手続きを行ってください。

もっと見る

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/dependent.html>